

21 外部監査公表第2号（平成21年4月23日付 福岡市公報第5633号公表）

保育事業の運営管理について

（総論）

1 待機児童数の状況について

監査の結果	措置の状況
<p>(4) 各保育所における待機児童 （意見 1）</p> <p>特定の私立保育所に待機児童数が多く発生している等、待機児童の状況は各保育所によって異なっており、この要因を分析する必要がある。このためにも、待機児童の保護者に対してアンケートをとるなどして、地理的優位性を含め、何故特定の保育所に待機児童が多く発生しているのかについて具体的な原因分析を行い、市全体として待機児童解消に向けての対応を検討する必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>今年度、新待機児童解消プランを作成し、その中で保育需要等の調査・分析等を行い、待機児童の解消を図ることとしている。</p>

2 特別保育事業等多様な保育サービスの施策状況について

監査の結果	措置の状況
<p>(2) 今後の特別保育事業等多様な保育サービスの施策について （意見 2）</p> <p>公立保育所における特別保育の充実については、私立保育所主導にて行ってきた経緯もあり、積極的には推進されていない。しかし、公立保育所でも子育て支援の一環として多様な保育ニーズに対応するため、また、保育施策を展開していくために必要な専門知識を持った人材育成のためにも指導能力の確保と併せて長時間延長保育や休日保育、一時保育など特別保育の充実を図ることが求められており、市として特別保育の需要動向及び費用対効果等を勘案しながら推進していくことが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>公立保育所における特別保育の充実については、特別保育の需要動向及び費用対効果等を勘案しながら、検討をおこなっていく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(意見 3)</p> <p>今後は、潜在的な多様な保育需要を踏まえた保育サービスの必要量を把握することが求められており、市においても保育サービスの必要量を把握するためにより多様で詳細なアンケート調査等のニーズ調査を引続き行っていくことが必要であると考えます。</p> <p>特に延長保育については2時間以上の延長保育の需要動向に留意し、延長保育の一層の充実を図ることが必要であり、また、夜間保育についても各区の需要動向に留意し、需要が多い私立保育所にて実施させることも検討の必要がある。</p>	<p>【その他 H22.3.17 通知】</p> <p>保育サービスのニーズ調査については、子ども総合計画策定時に定期的を実施し、保育需要の把握に努めているところである。今後も、地域特性、需要動向を踏まえながら、特別保育の拡充について、私立保育所に対し、引き続き協力依頼を行っていく。</p>

3 保育所職員の状況について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(1) 職員の配置状況について</p> <p>(指摘 1)</p> <p>「主任保育士の専任化」及び「小規模加配」については、実際に保育所において保育士が配置されているかどうかに関係なく、加配の条件に該当すれば保育所運営費が措置される等の仕組みとなっている。加配の条件に実際の保育士の配置が要件とされていないのは国の通知に基づく制度設計であって市としてはやむを得ない部分ではあるが、実際に「主任保育士の専任化」では1保育所が保育所運営費を支弁してもらっているにも関わらず、保育士を配置していないことから、保育所指導課による強い指導が必要である。</p>	<p>【措置済 H22.3.17 通知】</p> <p>各私立保育所が年度当初に提出する職員名簿の様式において、主任保育士専任化加算園については保育士を1名加配することが明確になるよう様式を変更した。</p> <p>また、定期監査において、専任の主任保育士が配置されていない私立保育所に対しては、文書で指摘を行い、指導の徹底を図っている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況																				
<p>(2) 職員配置（最低基準）について （意見 4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立 17 保育所計 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 60%;">必要保育士数 (A)</td><td style="text-align: right;">176 人</td></tr> <tr><td>正規職員数 (B)</td><td style="text-align: right;">218 人</td></tr> <tr><td>非正規職員数（常勤）(C)</td><td style="text-align: right;">34 人</td></tr> <tr><td>B/A</td><td style="text-align: right;">123%</td></tr> <tr><td>B+C/A</td><td style="text-align: right;">143%</td></tr> </table> ・ 私立合計 151 保育所計 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 60%;">必要保育士数 (A)</td><td style="text-align: right;">2,075 人</td></tr> <tr><td>正規職員数 (B)</td><td style="text-align: right;">1,988 人</td></tr> <tr><td>非正規職員数（常勤）(C)</td><td style="text-align: right;">832 人</td></tr> <tr><td>B/A</td><td style="text-align: right;">95%</td></tr> <tr><td>B+C/A</td><td style="text-align: right;">135%</td></tr> </table> <p>公立・私立間の配置の実態は上記のとおりであるが、後に記載する（平均）給与面を勘案すると、公立の職員配置を私立並みの割合で非正規職員（常勤）に置き換えるだけで相当の費用削減効果となる。公立として果たすべき役割や責任という面はあるものの、運営費面の観点からは、公立・私立の保育士間で勤務形態に大きな差がないのであれば、最低基準に違反せず、かつ保育の質の低下を招かない限りにおいて、なるべく非正規職員（常勤）で賄うことも検討することが必要である。また、このような対応は、現在の公立と私立間の平均人件費較差を縮小することにも貢献するものと考えられる。</p> <p>公立の必要保育士数 176 名 × 私立の正規職員割合 95% = 167 名 (ア) 現在の正規職員数 218 名 - 167 名 (ア) = 51 名 (イ) 51 名 (イ) × 平均人件費 7,269 千円</p>	必要保育士数 (A)	176 人	正規職員数 (B)	218 人	非正規職員数（常勤）(C)	34 人	B/A	123%	B+C/A	143%	必要保育士数 (A)	2,075 人	正規職員数 (B)	1,988 人	非正規職員数（常勤）(C)	832 人	B/A	95%	B+C/A	135%	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>公立保育所には、保育の質の向上と併せて、保育施策を展開していくために必要な人材の養成・確保や災害発生等の緊急時の対応などの責務があり、それに対応できる人員を常に確保しておく必要がある。</p> <p>また、地方自治体における臨時的任用職員の任用は、育児休業の代替のための臨時的任用職員を除き、法令で緊急の場合等例外的に認められているものであり、職務遂行上必要とされる保育士に臨時的任用職員を当てることは原則としてできない。</p> <p>これらの理由により、現行の職員配置が妥当であると判断し、措置を行わない。</p>
必要保育士数 (A)	176 人																				
正規職員数 (B)	218 人																				
非正規職員数（常勤）(C)	34 人																				
B/A	123%																				
B+C/A	143%																				
必要保育士数 (A)	2,075 人																				
正規職員数 (B)	1,988 人																				
非正規職員数（常勤）(C)	832 人																				
B/A	95%																				
B+C/A	135%																				

<p>(2,064,396千円(公立保育所正規職員人件費総額)÷284人(正規職員数)) =370,719千円</p> <p>なお、上記の試算は正規職員の削減効果のみで、一方で非正規職員としての人件費負担が増加するが、非正規職員の勤務形態は下記のとおり公立・私立間で大きく異なり、かつ、常勤の非正規職員給与の統計データが把握できないため、その分の人件費負担増加額は試算し難いが、その増加分を勘案しても相当の費用削減効果は認められるものとする。</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>(3) 非正規職員の任用について (意見 5)</p> <p>私立には正規職員が少ない保育所もあるが、その場合、一方で非正規の常勤職員を多く採用することで補う雇用構造になっている。公立の場合、非正規職員の常勤保育士が少なく、それを多数の非常勤保育士を採用することで賄う雇用構造になっており、かつ、その非常勤職員の雇用形態が特殊(月12日以内の勤務)である。非正規職員については上記のような任用形態であることから、公立における正規職員と非正規職員との給与待遇には非常に大きな開きがある一方、私立の場合、正規職員と非正規職員との給与待遇差は公立ほど大きくない。質の高い保育サービスを提供するという意味において、同じ保育所内で職員の待遇に大きな較差があれば勤務意欲にも影響を与えるものと考えられる。</p> <p>市は、保育士の非正規職員としての任</p>	<p>【その他 H22.3.17 通知】</p> <p>本市の臨時的任用職員の給与については、その職ごとの業務内容及び担う役割を基に、本市の正規職員の給料表の改定状況や民間賃金の動向、他都市の臨時的任用職員の給与との均衡などを総合的に勘案し、決定している。</p> <p>また、臨時的任用職員は、正規職員とは採用の方法が異なり、かつ法律に基づき雇用形態も異なるため、昇給や各種手当の支給は、なじまないものと考えている。</p> <p>保育士の臨時的任用職員の給与については、一般事務の臨時的任用職員を上回る給与としており、近隣の地方公共団体の保育士の臨時的任用職員の給与との均衡も図られていると考えているが、今回の意見を踏まえ、今後とも研究を行っていきたいと考えている。</p>

<p>用に関して、育児休業等の場合を除いて原則として長期任用としない方針とし、また、実際の任用に際しては、労働条件を明確に提示して了承をいただいた上で任用している。</p> <p>しかし、保育所という現場において正規職員と一緒に直接的な保育サービスを提供するという勤務形態を鑑みれば、非正規職員についても保育士としての経験等を勘案した施策の検討が必要と考える。</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>(6) 職員・児童1人当たり人件費について (意見 6)</p> <p>加配を考慮した配分定数を勘案しても、児童数に対して明らかに多くの正規職員が配置されている保育所がいくつか見られる。市では、後になって保育士が不足しないように事前に確保する、また、いったん保育士を配置したら年度中は配置換えができないなどの理由によるものとしているが、児童数からみても必ずしも必要保育士数以上の正規職員を配置しなくてもよい保育所があるものと考えられ、私立との平均人件費の較差を縮小する、あるいは効率的な人材活用を進めるためにも、正規職員の配置については見直しの必要があると考える。例えば、各保育所の配分定数は「必要保育士数+加配」のみとし、不足が生じる場合の備えとしては、非正規職員の任用にて対応、あるいは採用候補者の事前登録を実施する等の方法が考えられる。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>正規職員の配置については、保育所の運営体制や職員の育児休業等の取得状況などを総合的に勘案しながら、保育所の円滑な運営及び保育の質の確保のために必要な人員を配置しており、現行の配置方法が妥当であると考ええる。</p>

4 公立保育所の民営化について

監査の結果	措置の状況
<p>(4) 公立保育所民営化による経費削減効果試算 (意見 7)</p> <p>毎年度の実績に基づき、公立保育所民営化による削減効果試算を行うこと、また、民営化された保育所についても民営化後の実績に基づいた民営化による削減効果の算定を行うことにより費用削減効果を明確に把握することは、市の負担額が一般財源から賄われていることを考慮すると必要なことと考える。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>公立保育所の民営化に伴う経費削減効果額については、これまでも概算額を試算していたものであるが、今後、民営化後の実績に基づいた経費削減効果額の把握に努める。</p>
<p>(6) 民営化した保育所の保育内容等の検証結果及び公立保育所民営化の今後の方針等について</p> <p>③ 民営化で生み出される人材と財源の活用策 (意見 8)</p> <p>今後の公立保育所の役割において保育施策を展開していくために必要な専門知識を持った人材育成や子育て支援等が挙げられているが、現在、公立保育所における特別保育は1時間延長保育しか実施されておらず、必要な専門知識を持った人材育成、また、子育て支援の一環として多様な保育ニーズに対応するためには、指導能力の確保と併せて長時間延長保育、休日保育、一時保育などの特別保育の充実を図っていくことが必要である。特に、今後存続させる予定の7か所の公立保育所においては、保護者等の需要等を勘案し、早急に特別保育実施の施策を検討することが必要と考える。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>公立保育所における特別保育の実施については、保護者の需要及び費用対効果等を勘案しながら検討していく。</p>

監査の結果	措置の状況
<p>(意見 9)</p> <p>民営化で生み出される人材の活用策も検討されているが、今後民営化される予定の公立保育所の正規職員は、平成19年4月1日現在にて施設長を含めて153人（施設長10人、保育士119人、調理員24人）であるが、移管予定年度以降のその活用策についての具体的検討が早急に行われることが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>民営化で生み出される人材の活用策については、年度毎の民営化で生み出される人材の状況を勘案し、その具体的活用策についての検討を行う。</p>

5 公立保育所の収支管理について

監査の結果	措置の状況
<p>(意見 10)</p> <p>市では、現在、各保育所別の収支計算書が作成されておらず、収支管理が行われていない。収支計算書を作成し、収支管理を行うことにより、各保育所の収支の比較が可能となり、また、上記人件費、経費等の分析をとおして非経済的、非効率な運営を行っている保育所がないかどうかモニタリングができる。また、私立保育所の収支計算書との比較・分析を行うことにより、収支状況あるいは1人当たりの人件費・経費（事業費、事務費）状況の相違等が明確になり、経済的、効率的運営を行う上で参考とすべき事項や検討・改善すべき事項が把握できるものとする。</p> <p>なお、私立保育所を設置する法人（主に社会福祉法人）においては、収支計算書等の計算書類について法人の利害関係者からの閲覧請求に対する応諾義務が明文化されている（社会福祉法第44条第4項）。公立保育所においては、利害関係者（主に保護者）からの閲覧請求</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>保育所毎に正規職員の採用等を行っていないことから、公立保育所の職員配置については、本市職員の人事異動の一環として、職員の通勤状況や本人の希望等を総合的に勘案して行われており、各保育所毎の人件費額をもって、当該保育所の運営の経済性・効率性を図ることは困難である。</p> <p>このため、平成19年度決算から、人件費を除く経費について各保育所の支出状況を把握していくこととしており、その内容については、情報公開請求等を通じて公表していきたいと考えている。</p>

<p>に対する応諾義務はないが、作成された収支計算書を積極的に公表し、公立保育所の収支状況を保護者に説明することをおして保育行政の現状に対する保護者の理解を求めることは、今後の保育行政効率化の促進のために有効なことであると考え。</p>	
--	--

6 私立保育所の決算書分析について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 社会福祉法人現況報告書等の提出(指摘 2)</p> <p>市においては、指導監査の際には上記書類と同じ書類の提出を求めているので、一部の書類の添付漏れがあっても指導監査時に再度提出されているため支障はないとのことであるが、上記提出書類は所轄担当課にて保管される取扱いになっており、また、指導監査における必要書類とはその目的、提出時期等も相違しているため、各法人からの提出書類に漏れがあった場合には、該当法人に連絡し、書類をすべて徴収し、所轄担当課にて保管することが必要である。</p> <p>なお、提出書類の提出漏れがないかどうかのチェックを行うことも必要であり、各法人ごとの提出書類一覧表(チェックリスト)を作成し、当該チェックリストに基づいて提出書類の網羅性のチェックを行うことは有用であると考え。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>社会福祉法人現況報告書等の提出については、各法人の提出書類一覧表(チェックリスト)を作成して提出漏れを防止し、所轄担当課である保育所指導課にて保管することとした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(2) 私立保育所の決算書分析</p> <p>① 定員区分別事業活動収支の分析 (意見 11)</p> <p>定員区分別の大小にて人件費率は相違するが、人件費率が相当低い施設については人件費を抑制していることが想定されるため、人件費抑制が職員の勤労意欲に影響を与え、保育の質に影響を及ぼすことがないように留意することが必要であり、各施設の保育運営指導あるいは監査の際には人件費率を考慮して指導等を行っていくことが必要と考える。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>各私立保育所における人件費率の相違については、職員の経験年数の等によるものと認識しているが、人件費率が低いことと職員の勤労意欲や保育の質への影響の関連性を含め、行政としてどこまでの指導が可能であるか、今後慎重に検討していく。</p>
<p>③ 私立保育所の決算書分析について (意見 12)</p> <p>経営状況を把握するための収支分析や財政状況を把握するための累積繰越金、繰越収支差額、純資産額等の分析は私立保育所の経営状況及び財政状況を把握する上で有効な手法と考えられる。各私立保育所における経営状況及び財政状況との比較を行うことにより、経済的、効率的な運営を行っている施設の状況が把握できるし、指導及び改善をすべき問題点等も明確になるものと考ええる。また、公立保育所の収支と比較を行うことにより、公立保育所の経済的、効率的運営を行う上での課題等も明確になるものと考ええる。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>決算書を分析することは有用だと思われるが、各保育所毎に施設規模や保育方針等の違いがあるため、それらを含めて経営状況をどう客観的に判断していくか、また、分析により得られた結果を基に、行政としてどこまでの指導が可能であるか等の問題があるため、今後慎重に検討していく。</p>
<p>(意見 13)</p> <p>私立保育所の決算書にて運営費に計上されている金額について、市の私立保育所に対して交付している運営費の金額を照合したところ、一部の施設においてはその金額が相違していた。当該相違の理</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>平成19年度から、社団法人福岡市保育協会と共催で、「保育園運営実務研修」を年4回実施しており、今後も経理事務処理等の資質向上に向けた取り組みを引き続き実施していく。</p>

<p>由は、私立保育所における経理事務処理の不手際等により、運営費未収計上漏れや補助金の計上誤り等が発生しているとのことである。</p> <p>確かに、監査指導課による指導監査において、「運営費と補助金の計上誤りがあり、また、年度末までの未収金は未収入金として計上すること」等の指摘があるが、今回照合を実施した 151 施設のうち、相違金額が 300 千円以上の相違先は 24 施設あり、全体の 16%に及んでいる。私立保育所に対する指導監査及び研修等の強化を含めて、私立保育所の経理事務処理の向上を図る施策を検討する必要がある。</p>	
---	--

7 保育所職員に対する研修について

監査の結果	措置の状況
<p>(意見 14)</p> <p>研修への出席は強制的になされるものではなく、あくまでも指導的なものであるため、研修への参加状況は各保育所でさまざまである。私立に勤務する保育士が実際に研修を受けるかどうかは各保育所の施設長（園長）の判断であることが多い。保育所指導課としては、研修を受講した職員がそれぞれの保育所に戻って、受講した研修内容を各保育士にフィードバックさせる（伝達研修）ことを期待しているものの、実態の把握はできていない。</p> <p>研修を受けた保育士は施設長に対して結果等を報告することとなっているが、市全体としての保育の質の確保と一層の向上のためには、保育所指導課としてさらなる受講の促進を施設長に直接</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>研修への出席は強制的になされるものではなく、あくまでも指導的なものであると考える。研修の必要性は認識しており、各保育所の参加状況をみながら、さらなる受講の促進を施設長に呼びかける。受講成果の共有は、研修目的に附帯するものであり、特に確認が必要であるとは考えない。</p>

<p>呼びかけ,その受講の成果等が各保育所内で共有されていることを確認するなどの工夫が必要である。</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>(意見 15)</p> <p>保育所指導課によれば、公立と私立の研修項目や内容については、主催者が違うというだけで特に大差なく、大きな支障は生じていないとのことであるが、私立における研修については、「〇月〇日に〇〇研修を実施しました。参加者は〇〇人でした。」といった報告が保育所指導課に対してなされるのみで、どのようなテキストや資料を使ったのか等の報告がないため、研修水準が一定の高いレベルに保たれているか、両者の研修の内容が同等のものであるかどうかは確認できず、また、研修に関する体系的なデータが蓄積・分析されていない状況である。</p> <p>また、現在、私立保育所に勤務する保育士に対する研修の企画は社団法人福岡市保育協会が実施しており、また、その研修の実施については、市がその経費等の支弁として補助金を交付している。過去の経緯から長年このような形態になっているが、必ずしも当該協会が公立とは別に研修を実施する明確な理由はなく、また、経費的な側面からみても公私別々の主催で行われる必然性はない。</p> <p>市の方針によって、同和保育に関わる研修を中心に公私合同の研修が開催されているものの、その他のテーマの研修についてもなるべく公私合同開催による研修を実施して意見交換を行い、また、お</p>	<p>【その他 H22.3.17 通知】</p> <p>私立の研修形態については、現行でもテーマ等に対応した適正な研修が実施されており、基本的には、今後も現在の形態が良いと考える。</p> <p>保育協会とは、福岡市全体の保育の質の向上のため、研修内容についての意見交換等、今後も積極的に行っていく。</p> <p>また、公私合同の研修会については、今後も必要に応じて行っていく。</p>

<p>互いの講義資料を入手して次回以降の研修内容の参考にするなど、公立と私立の研修の内容について均質化を図り、さらに、出席状況の分析や参加者に対するアンケートを実施するなど、保育所指導課として積極的な関与が必要である。</p> <p>なお、社団法人福岡市保育協会に対する研修の実施の企画については、その仕様を明確にした上で、委託契約とすることなども検討することも必要と考える。</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>(意見 16)</p> <p>現在、非正規職員たる保育士についても正規職員と同様に研修対象者となっており、研修の機会は制度として確保されており、また非正規職員のみを対象にした研修も用意されている。しかし、実際に誰が研修を受けるかの判断は各保育所の施設長（園長）が行うため、総じて非正規職員よりも正規職員が受講する割合が高い。</p> <p>正規職員も非正規職員も保育士であることに変わりなく、その専門的な知識や能力を維持・向上させていくために研修は必要不可欠のものである。保育士にも経験年数等かなりのバラつきがある中で、多数を占める非正規職員が多くの研修を受けていないという状況は、市全体としての保育の質の確保と向上を鑑みると、より一層の受講促進を施設長に直接呼びかけることも含めた工夫が必要である。</p> <p>例えば、小学校等の教員については平成21年4月から免許の更新制度が導入される。近年、その他の各種専門職につ</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>非正規職員の研修受講は必要と考えており、より一層の受講促進を図っていく。</p> <p>また、保育士資格所有者に対する制度的な継続的研修の導入については、自治体単独での実施は困難であると考えている。</p>

<p>いても独自の継続的な研修制度が導入されており,受講が義務化となっている業界もある。市だけの取り組みだけでは限界があり,また,市に居住する現役の全保育士を対象に満遍なく研修を実施するようなことは実務的に大きな負担が掛かろうが,保育の質の向上という側面から,保育士についても制度的な継続的研修の導入を検討することが必要である。</p>	
<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p>	<p style="text-align: center;">措 置 の 状 況</p>
<p>(意見 17)</p> <p>公立の研修体系の中に「派遣研修 他都市視察」とあるが,最近数年間は実施されていない。他都市において目に見えた成果や効果が上がっている特別保育や障害者保育等が実施されていれば実際に視察してみたいとのことで毎年予算設定しているが,実施には至っていない。</p> <p>日頃から他都市での実施状況に留意し,今後の保育活動上,参考になれば継続して視察実施について検討することが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>他都市視察については,定期的を実施する必要はないものと考えており,保育を取り巻く状況等検討し,必要に応じ実施することとしている。</p>

8 私立保育所に対する指導監査について

監査の結果	措置の状況
<p>(4) 定期監査結果について (指摘 3)</p> <p>現在の監査基準における評価事項に対する区分(評価区分)の弾力的運用は、監査基準での取扱いと整合性を欠いており、各指導監査評価基準の評価区分の実態に即した見直しとともに、監査基準での取扱いを明確にすることが必要である。</p>	<p>【措置済 H22.3.17 通知】</p> <p>評価区分については監査指導連絡会議(こども未来局、保健福祉局)で協議し、指導内容や状況に応じて弾力的運用を行うことを記載するなど、実態に即した見直しを行った。</p>
<p>(指摘 4)</p> <p>指導監査実施日から3ヶ月を越えて指導監査結果の通知が行われていたものがあるが、この結果、施設における指示事項に対する是正改善が遅れることも考えられる。少なくとも3ヶ月以内の指導監査結果の指示が必要である。</p>	<p>【措置済 H22.3.17 通知】</p> <p>監査実施から結果通知までの時間の短縮のために、過去の監査状況を踏まえた監査人員・班体制を編成するとともに、施設側の協力を求めながら、実施時間の短縮を図っている。</p>
監査の結果	措置の状況
<p>(意見 18)</p> <p>当年度の指導事項の評価区分がA区分で、前年度も同じ指摘を受けており、改善されていない施設があった。この指摘事項自体は改善命令等に該当するような内容のものではないが、2年続けて同様な評価を受けることは問題であり、別途、改善策等を入手するなど、厳しい指導監督を行うことが必要であり、ホームページ上でもその旨を公表することが必要と考える。</p>	<p>【措置済 H22.3.17 通知】</p> <p>評価区分がAのものについては、改善報告書で改善状況を確認し、次年度の監査においても適切な指導を行うこととし、ホームページの表現を改めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(5) 指導監査体制 (意見 19)</p> <p>指導監査の実施に当たっては、指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針についての十分な知識及び経験が必要であり、現在の人員では、年間152施設もの指導監査を十分に行うことができる体制とは言い難い。指導監査の質を向上させるためには、今後、指導監督人材の育成及び監査人員の増員等による十分な監査時間の確保を図ることが必要と考える。</p> <p>また、経理指導監査の能率的な実施を行う上で、事前の財産、収支の状況を十分に分析することが有用と考えられ、その際には、社会福祉法人会計に精通した外部の専門家（公認会計士、税理士等）の活用も検討することが望まれる。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>監査対象は毎年増加しており、監査体制の充実や質の向上に向けて、今後も対応を図っていく。</p> <p>なお、監査対象は1つの保育所のみを営営する社会福祉法人が大部分で、事前の財産・収支状況分析以外に、実地での指導を含めた取り組みが必要であり、外部委託等の活用が直ちに能率的な実施につながるかは疑問と考えている。</p>

9 第三者評価体制について

監査の結果	措置の状況
<p>(2) 第三者評価の実施状況 (意見 20)</p> <p>第三者評価は、事業者の経営理念、基本方針、職員の育成、地域との交流のほか、食事の提供や健康管理など具体的なサービスについて評価するものであり、福祉サービスの質の向上のための措置の一環として位置づけられるものである。</p> <p>しかし、公立保育所においては、初年度は3保育所で実施されたが、平成18年度と平成19年度においては予算の関係から1保育所のみしか実施されておらず、今後、第三者評価については積極的に実施することが必要である。</p> <p>第三者評価の意義を踏まえ、その実施が促進されるよう、公立保育所における評価を積極的に実施していくとともに、私立保育所に対しても評価結果をアピールできる仕組みの構築や、評価実施施設には何らかのインセンティブを付与するといった策を講じること等により、積極的に実施させるような方策を検討することが必要である。</p>	<p>【措置済(平成24年8月16日通知)】</p> <p>公立保育所における受審については、受審する保育所数を改め、平成23年度については、2カ所の受審を行った。</p> <p>また、私立保育所に対しても、(社)福岡市保育協会等を通じて積極的な受審を働きかけた。</p>

(各論)

1 保育料の徴収管理について

監査の結果	措置の状況
<p>(2) 保育料の徴収手続</p> <p>④ 誓約書の入手 (指摘 5)</p> <p>誓約書には時効中断の効果があることから入手を徹底することが必要である。また、折衝した内容については、滞納者個人ごとに作成された手書き台帳の折衝履歴に記載されているが、誓約書の入手に尽力したことを示す記載となっているかについては十分に徹底されていない。時効の中断について担当者の任務を遂行していることを示すためにも、誓約書の入手に尽力した過程を折衝履歴に漏れなく記載しておく必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>滞納者に納付計画を立てさせる際には誓約書の提出を徹底し、また誓約書入手に関する折衝についても滞納者毎に作成している滞納整理票に履歴を残すことを徹底するよう見直しを行った。</p>
監査の結果	措置の状況
<p>⑤ 債権（未納額）の消し込み (意見 21)</p> <p>現在でも、保護者に対しては納付書を古いものから使用してもらうように呼びかけているとのことであるが、どの月の納付書が使用されるかが債権の時効時期にも影響してしまうことから、古い債権から消し込みができるよう滞納者に対してさらに積極的に呼びかける方策を検討し、かつ、債権の時効を防止するために、誓約書の入手は確実に行うことが必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>過年度の滞納については、滞納者に納付計画を立てさせた上で誓約書を提出させ、計画的な支払を促している。また更なる滞納を増やさないよう現年度保育料の納付についても指導を行っている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(3) 収納状況の推移</p> <p>② 不納欠損理由 (意見 22)</p> <p>滞納者の実際の支払能力については判断が難しいところではあるが、欠損の穴埋めは市民の税金で賄われることとなること、納付している保護者との間の不公平感を払拭するためにも、折衝の状況からみて悪質と考えられる滞納者については、今後も厳しい対応が必要である。</p> <p>逆に、生活困窮者については、保育料減免制度や分納制度も設けられているため、不納欠損処理となる前に確実に対応を行うことが必要である（平成19年度においては17件、2,018千円の減免措置が講じられている。）。</p> <p>また、実質的な生活困窮者に現在の保育料減免制度が適用されないのであれば、制度の内容を見直すことも検討することが必要である。</p> <p>このように、今後は不納欠損となったものについてもその原因を追求し、さらなる対応を検討することが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>長期・高額滞納者については、入所申込を入所希望の保育園では受付をせず、各区役所の子育て支援課で納付指導を行ったうえで、入所申込の受付を行っているが、滞納者から生活に困窮しているとの申し出があれば、減免制度の紹介や分納相談にも応じている。</p> <p>一方、悪質な滞納者については、財政局税務部特別滞納整理課へ徴収事務を移管し、指導の強化に努めている。</p> <p>また、保育料減免制度については、他都市の情報収集等を行い、制度のあり方について検討を行っていく。</p>
<p>(4) 保育料収納率向上のための施策</p> <p>① 口座振替の促進 (意見 23)</p> <p>少なくとも口座振替を促進することによって収納率が下がることはないと考えられ、また、保護者が納付のためにその都度金融機関に行く手間も省ける。</p> <p>したがって、口座振替率についての目標数値を定めて、保護者に対する呼びかけ等を積極的に行うことでその向上に努めることが必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>収納率向上のために、口座振替率の向上は重要な要素であると考えているため、各園へ口座振替の勧奨の依頼や納付書送付時の口座振替依頼書の同封などを行ってきたが、今年度は年度当初の入所承諾書送付時に、口座振替依頼書の同封を行い、年度当初からの口座振替の促進に努めている。</p>

<p>納付書による納付の場合については、現在の納付書がコンビニエンスストアでの取扱いに対応していないため、コンビニエンスストアでの納付を可能とするためには追加のコストが発生する。これについては、今後、費用対効果等を勘案して検討することも必要である。</p>	<p>また、コンビニエンスストアでの取扱いについては平成22年度より実施することとしている。</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>② 滞納者に対する納付催告の強化 (意見 24)</p> <p>滞納者の分類については今後の対策課題とのことであるが、システム的な問題、人員的な問題等の制約がある中で効果的かつ効率的な納付催告を行うためには、まずは滞納者の分類を行い、悪質な滞納者・高額滞納者・長期滞納者に対して重点的な催告を行うことで納付を促すべきであり、特に悪質な滞納者については厳しい対応を取る必要がある。</p> <p>また、人員の不足が原因であれば、費用対効果を勘案した上で人員の増員についても検討する必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>長期・高額滞納者については、入所申込を入所希望の保育園では受付をせず、各区役所の子育て支援課で、納付指導を行ったうえで、入所申込の受付を行っている。</p> <p>さらに、悪質な滞納者については、財政局税務部特別滞納整理課へ徴収事務を移管し、税部門と連携して滞納整理の強化に努めており、今後とも滞納者に対する納付催告の強化に努めていく。</p>
<p>(意見 25)</p> <p>上長は滞納整理担当者の折衝状況のモニタリングを行い、滞納者の現状及び今後の納付予定等を把握した上で、担当者に対して今後の対策を指導すべきであり、保育課職員が一体となって滞納管理を行うことが必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>滞納整理方法をより効果的に行えるよう、滞納整理の方法や進捗状況等について面談を行うこととしている。</p>
<p>③ 滞納者管理システムの構築 (意見 26)</p> <p>市税等との徴収一元化については他市においても導入や検討が行われているところであり、できるものについては</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>平成20年度からは、財政局税務部特別滞納整理課と連携し、長期・高額滞納者について、徴収事務を移管し、滞納整</p>

<p>一元化を行うことで催告等の重複による無駄が省け、また、ノウハウも集約できる。</p> <p>システムや人員等に関する予算上の問題もあるが、徴収一元化については、財政局と共同して、今一度検討を行う価値があると考えます。</p> <p>また、現段階でできることとして、滞納者に関する情報についてエクセル等を利用してデータベース化し、滞納管理を行うことも検討することが必要である。</p>	<p>理の強化に努めており、より効果的な徴収方法についても検討を行う。</p> <p>また、滞納者に関する情報のデータベース化については、現在取り組んでいるところである。</p>
--	---

2 公立保育所の給食費について

監査の結果	措置の状況
<p>(意見 27)</p> <p>市全体にて給食食材納入業者が統一できないことはやむをえないとしても、できるだけ同質のものが納入されるよう、各食材、調味料等の規格を明確化するとともに、各保育所における食材の納入業者及び納入単価に関する情報を他の保育所でも共有できる体制を整備することが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>給食食材については、公立保育所全体でできるだけ同質のものが納入されることが望ましいが、生鮮食品(野菜、魚、肉など)については、明確な規格基準を設定することが困難である。</p> <p>公立保育所における食材に関する情報の共有については、年1回、同一献立について納入業者及び納入単価等を調査し情報を共有することとしている。</p>
<p>(意見 28)</p> <p>選定された業者は契約が長年に亘り継続する傾向があるが、業者選定の透明性を確保する上から、業者の納品の順応対応及び品質対応が損なわれないことを前提として、少なくとも数年に一度は複数業者の合い見積りを取り、業者選定を行うことが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>業者の選定に当たっては、納品の順応対応及び品質対応を優先することから、条件に合致する業者が、複数存在していない現状がある。条件に合致する業者が複数あれば、合い見積りを取り、物品ごとに高品質で安価な業者を選定することとしている。</p>

3 私立保育所への補助金交付について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 延長保育事業補助金</p> <p>③ 実施した手続の概要等 (指摘 6)</p> <p>「補助金利用状況実績報告書」について、A 保育所では延長保育の定額部分の計算を5月の実績に基づいて、2時間延長を平均10人として計算していたが、保育課担当者が補助金算定のための人数と5月分の利用実績報告書の人数を照合したところ、利用実績報告書の記載に誤りが発見され、A 保育所の計算のままでは、2時間延長が平均9人と算定されるにも係らず、2時間延長が平均10人として、定額部分の補助金が支給されていた。</p> <p>しかし、要領にて別途定められた計算方法に従うと2時間延長は平均10人となり、結果としてA 保育所の当初算定した人数と変わらず、補助金額には影響ないこととなるが、人数の記載誤りや別途の算定方法等についてA 保育所に対して修正を求めるなどの指導等がなされていなかった。</p> <p>本制度は利用人数区分により補助金額が変わるものであるため、利用状況実績や平均人数の算定などの誤りを発見した場合、必ず保育所に対して修正を求める手続が必要である。</p>	<p>【措置済 H22.3.17 通知】</p> <p>利用状況実績や人数の算定などの誤りを発見した場合は、適時保育園に対して修正を求めている。</p> <p>また、精算時の再確認により、補助金額の修正も可能であることから、適時修正及び指導に努めていく。</p> <p>また、早期のミス発見に努めるためにも、課内での相互チェック体制の整備を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(意見 29)</p> <p>補助金支給事務について、補助金交付決定がなされた場合、実施保育所へは「補助金交付決定通知書」「補助金確定通知書」を送付するが、原課に通知書のコピーは保存されていなかった。</p> <p>「補助金交付決定通知書」や「補助金確定通知書」については市長印が押印されているもののコピーを保管することが必要である。</p> <p>なお、この意見については、以下に記載するいくつかの補助金においても同様である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>平成 20 年度補助金確定通知書の通知時より、当課において通知書のコピーを保存するようにしている。</p>
<p>(意見 30)</p> <p>保育課では保育所からの利用状況実績報告書を担当者が入念に検証し、誤りがあった場合には保育所に対して個別に指導しているが、相当の分量の書類等を処理し、かつ、確認する必要があるため、(指摘 6) のような事務処理ミスが発生する可能性がある。保育課内での相互チェック等の体制の整備と運用を徹底する必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>事務処理ミスを防止するために課内での相互チェック体制の整備を行っている。</p>
<p>(意見 31)</p> <p>時間指定を除く通常の延長保育事業補助金の支給事務については、平成 19 年 6 月 10 日までの補助金交付申請に対して、実際の補助金交付決定日は平成 19 年 9 月 26 日であった。</p> <p>延長保育事業に係る補助金の申請については、保育課担当者はそのチェック作業に非常に多くの時間を要しており、また、申請に誤り等が発見された場合に</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>交付申請事務は、記載例の掲示を行っているものの、各園においては、年 1 回の事務であり、担当者の交代や他の補助金の申請時期が重なることから申請書類の誤記が非常に生じやすい状況となっている。</p> <p>本市としては、これらの園の状況を踏まえた上で、園長研修会等で誤記の例を周知する等、申請に誤りのないよう指導</p>

<p>は保育所に対して差し替えを求め、さらに財政課及び会計室の審査を受けるなど、非常に手数が掛かる状況となっている。</p> <p>保育課担当者は申請書類チェック作業の効率化を進めるための工夫を進めているものの、交付決定までに3ヶ月以上要している。今後速やかな交付決定を行うためには、遅延している原因を詳細に追究し、抜本的なチェック作業等の見直しが必要である。</p>	<p>を行っていく。</p>
<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p>	<p style="text-align: center;">措 置 の 状 況</p>
<p>(3) 一時保育事業補助金</p> <p>③ 実施した手続の概要等 (意見 32)</p> <p>「一時保育実施要領」の「10. 補助金の交付」では、「延べ利用児童数」について「4月と5月の実績により年間分の補助額を推計し、～」とだけ規定されている。また、「補助金交付申請書」上では、4月と5月の延べ利用児童数を比較し、人数の多い月の11ヶ月分と人数の少ない月の1ヶ月分の集計を年間分と推計する形になっている。</p> <p>具体的な推計方法が当該要領に規定されていないため、あくまでも推計方法を市が一例として示しているのみであって、各保育所が自主的な方法で年間額を推計すること自体に問題はなく、実際に別の推計方法によっている保育所もある。しかし、概算額の計算において保育所ごとの推計方法が異なると、申請額のチェックに手数を要することになる</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>交付申請書の記載例を掲示する等、申請時の保育園の事務軽減に努めていく。</p>

<p>ため、また、一時保育に係る補助金額は年度末に結果的に精算されることから、推計方法は統一的に定めて、要領等に規定することが必要である。</p>	
<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p>	<p style="text-align: center;">措 置 の 状 況</p>
<p>(6) 産休等代替職員費補助金 ③ 実施した手続の概要等 (指摘 7) 各保育所が福岡市に提出する「任用実績報告書」には、産休職員及び代替職員の出勤簿の写し(表面余白に原本証明の印のあるもの)を添付することが求められている(「福岡市児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要綱運用基準」3(2))が、3か所の社会福祉法人から提出された報告書には原本証明の印がなかった。各保育所からは原本証明の印のある報告書の入手が必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】 任用実績報告書に添付する産休職員及び代替職員の出勤簿の写しについては、運用基準に従い、原本証明の印のあるものを保育所から提出させるよう、所属職員に対し周知徹底を図った。</p>
<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p>	<p style="text-align: center;">措 置 の 状 況</p>
<p>④ 産休等代替保育士要員の確保 (意見 33) 現在、市には保育士及び調理員の登録制度があり(随時の募集で、当該制度については市ホームページや市政だよりで広報されている)、登録(採用)希望者は申込書(及び履歴書)を提出する。市では登録名簿として保存、各保育所の閲覧に供しているものの、登録期間は1年で、各保育所担当者が来庁して登録名簿を閲覧するが、すでに他の保育所に勤務しているような場合もある。 また、代替職員は過去に臨時職員として任用した保育士を採用しているが、市として過去の保育士としての経験者を</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】 保育等業務従事希望者の登録制度においては、採用等で登録の必要がなくなった場合は、保育所指導課に連絡するよう求めているが、連絡の遅延等により、採用決定者が名簿に登載されたままになっている場合が見受けられた。今後も登録の必要がなくなった場合は、確実に連絡するよう依頼を行う。 また、福岡市個人情報保護条例により、当初の目的以外に保有個人情報を利用することは原則として認められないため、過去に臨時職員として任用した事績があったとしても、その事績を集約</p>

<p>まとめて把握していないため、各保育所では代替職員の確保に当たっては非常に苦慮している状況である。</p> <p>上記のような状況は、現在の保育士の登録制度が有効には機能していないことから生じているものと考えられる。</p> <p>保育士要員の確保は産休代替制度だけの問題ではないが、個人情報保護に抵触しない範囲で保育士経験者に関する情報を集約する等して、保育士の確保を容易にできるような仕組みの検討を行うことが必要と考える。</p>	<p>して保育士確保に役立てることはできない。</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>(7) 産休明けサポート事業助成金</p> <p>③ 実施した手続の概要等</p> <p>(意見 34)</p> <p>他の補助金の支給では、保育課にて申請額の決定時に内容を検討し、後日、保育所指導課による監査も実施されるため、事業費の妥当性についての検証が漏れなく行われているが、産休明けサポート事業については事業者に対して助成を行っており、事業者に対しては指導監査の対象とはなっていない。産休明けサポート事業についても市として補助金を助成している以上、事後的であっても事業費の妥当性について検証を行うことが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>実績確認については、事業者の実績報告と共に、利用者からの確認を行う等、確認方法を検討していく。</p>
<p>(意見 35)</p> <p>産休明けサポート事業は平成 18 年度から利用要件の緩和がなされて本格的に事業が開始されている。市はチラシを作成して区役所、保健所、保育所、産婦人科、公民館などに配布し、また、ホー</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>利用者数は、年々増加しており、問い合わせも多く、広報による制度の普及は、徐々に浸透しているものと考えている。</p> <p>今後も利用者拡大のため、引き続き広</p>

<p>ムページにも掲載するなどの周知を行い、予算を超える利用実績があるものの、他の事業と比較すると実際の利用は多くない状況である。補助を必要とする市民も多数いると考えられるので、今後も引き続き、一層の普及に努めることが必要である。</p>	<p>報に努めていく。</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>(8) 保育所建設費補助金 ② 事業、補助金等の概要 (意見 36)</p> <p>保育所新設時における補助金は、補助金算定の積算根拠に基づいて計算、支給されているが、修繕費に伴う補助金の支給の場合には、実際の修繕金額の多寡にかかわらず、20,000 千円を限度とみなして計算される補助金額（国 10,000 千円、福岡市 5,000 千円）が上限として支給されている。しかし、修繕費を 20,000 千円とみなすこととする基準等について、市で明文化あるいは承認されているものはない。修繕費に係る補助金の支給についても、市として規定された基準を適用することが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>修繕にかかる補助については、計画的に推進するため、上限の設定等行ってきたものだが、今後、補助についての基準等について検討していく。</p>

4 社団法人福岡市保育協会について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(2) 福岡市との関係について (意見 37)</p> <p>市は「保育協会」に対して平成19年度人件費等運営費助成として21,949千円を交付しており、市よりの直接補助方式と「保育協会」を通しての間接補助方式とでどちらが経済的、効率的であるかどうかの検討は行われていない。「保育協会」に対する運営費助成金額の妥当性も含めて、経済性、効率性の検討を行うことが必要である。</p>	<p>【その他 H22.3.17 通知】</p> <p>検証を行った結果、「保育協会」を通しての間接補助方式の方が、直接補助方式よりも、経済的、効率的であるため、今後についても従前通りの方法で助成することとした。</p>
<p>(意見 38)</p> <p>市が人件費等運営費の助成を行い、「保育協会」を通しての間接補助方式ということであれば、市が「保育協会」に対して、四半期ごとの配分額の算定・交付手続き等の事務手続きを委託していることと考えられるが、そうであれば市と「保育協会」との間において事務手続き内容を明確化するために、委託契約の締結あるいは協定書の取り交し等文書による明確化を図ることが必要と考える。</p>	<p>【措置済 H22.3.17 通知】</p> <p>本補助金については、保育協会を補助対象団体として実施しているため、委託契約にはなじまないと考えるが、保育協会に対する補助決定通知書等により、事務手続き内容を明確化することとしている。</p>
監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(4) 補助金交付資料の閲覧及び交付手続 ② 補助金交付手続 (指摘 8)</p> <p>「保育協会」は各交付先に対して交付金額の連絡は行っているが、年間の交付</p>	<p>【措置済 H22.3.17 通知】</p> <p>平成21年度より保育協会において補助金配分決定通知書を作成し、各交付先</p>

<p>金額が確定した時点での正式な補助金配分決定通知書を送付していない。市は「保育協会」に対して各保育所への補助金配分手続等を任せているが、実質的に市の補助金である以上、「保育協会」は正式な配分決定通知書を作成し、各交付先へ配分決定通知を行うことが必要である。</p>	<p>へ通知を行うこととした。</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>(意見 39)</p> <p>補助金のチェックについて、現状は、担当者の自己チェックのみで行われており、相互チェック等の体制が敷かれていない。多額の補助金の支給算定である以上、算定結果の相互牽制体制を整備することが必要である。</p> <p>また、現在、補助金交付手続についてのマニュアル等は作成されていないが、支給項目が23項目と多岐にわたっており、その手続も複雑かつ煩雑であること及び基礎データのシステム入力に際しての手順も複雑であること等から、担当者の交代等があっても補助金交付手続を適切に行えるよう、マニュアル等の作成は必要と考える。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>補助金の支給算定については、複数の職員による分業体制の元、最終的な支払までの各過程において根拠数値や支出額等の相互チェックが行われている。</p> <p>また、補助金交付手続に関するマニュアル等については、現在、保育協会において作成しているところである。</p>
<p>(5) 保育協会より福岡市への要望書提出について</p> <p>(意見 40)</p> <p>平成19年度において、「保育協会」は福岡市に対して「延長保育促進事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の2つの事業について、市が国の補助金を十分活用するように要望書を提出している。市においては、当該事業の有効性、費用対効果等を検討しているが、現在はまだ実</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>「延長保育促進事業」については、事業の有効性等を検討の上、平成21年度より制度導入している。</p> <p>地域子育て支援拠点事業については、市全体の子育て支援のあり方において、既存の保育資源を有効に活用する観点から、今後検討を行う。</p>

<p>施には至っていない。</p> <p>私立保育所における延長保育推進事業及び地域子育て支援拠点事業について、市の負担が増加することになるが、さまざまな職種の保護者の保育ニーズに対応した子育て支援及び地域全体にて子育て支援する環境づくりのためにも、当該事業の推進について継続して検討することが必要と考える。</p>	
--	--

5 公立保育所固定資産の管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(1) 固定資産の管理</p> <p>① 公有財産の管理 (指摘 9)</p> <p>公有財産は、土地、建物、工作物、物件及び無形財産権等の財産をいい、常に現状の把握を行い公有財産台帳に反映することによって管理することが求められる。</p> <p>公有財産台帳の正確性を確保するためには、公有財産台帳と公有財産自体との照合を定期的に行うことが必要である。市としては、公有財産の増減があった時点には財産調査を行っているが、定期的な照合は実施しておらず、任意の時期に担当者の判断にて正確性を検証しているにすぎない。</p> <p>近年、公有財産の新規取得や処分等、公有財産台帳の更新を必要とする事実は生じていないものの、公有財産台帳の正確性を確保するためには、公有財産自体との定期的な照合を行い、照合結果を残すとともに、適切な権限者の承認が必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>公有財産台帳と公有財産自体との照合については、定期的に現地調査等を行い、その結果を残すこととした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>② 公有財産台帳の記載 (意見 41)</p> <p>公有財産台帳を閲覧した結果, 取得価額について, 土地及び工作物のすべてが 0 円と記載されており, また, 建物の一部を除き 0 円と記載され, 取得価額が記載されている建物についても, 当該金額の明確な根拠はない。</p> <p>確かに, 「福岡市公有財産規則」等において, 取得価額の記載は義務付けられていないため, 取得価額の記載がなくても規則違反にはならない。しかし, 市は公有財産の管理義務を負っていることに鑑みると, 公有財産を管理するためには, 個別の公有財産を管理するために必要な種類や所在場所等と同様に取得価額の把握は欠かせないものと言える。</p> <p>また, 将来において貸借対照表を作成する必要が生じた場合, 取得価額の把握が当然に必要となる。</p> <p>したがって, 公有財産の取得価額を公有財産台帳の必須記載事項とした上で, 過年度に遡り取得価額を把握する等, 必要な対応を図ることが必要と考える。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>公有財産台帳の記載事項としては, 本市公有財産規則等に基づき, 適正に処理を行っているところではあるが, 公有財産の取得価格については, 記載を行っていくよう対応することとした。</p>
<p>③ 普通財産の貸付 (意見 42)</p> <p>私立保育所に対する普通財産の貸付については, すべて無償で行っている。これは, 「財産の交換, 譲与, 無償貸付等に関する条例」第 5 条に基づくものであり, 条例違反には該当しない。また, 無償貸付は, 有償で貸し付けることによる経営の圧迫を避けることを趣旨としている。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>私立保育所に対する普通財産の貸付のあり方については, 今後検討を行う。</p>

<p>しかし、平成 15 年度から、私立保育所の新設にあたっては、私立保育所が土地建物等を自己で準備した上で行われている。</p> <p>これに鑑みると、公平の観点からは、貸付財産についても近隣の不動産価額を基礎とした賃貸料を計算し、当該賃貸料もしくは当該賃貸料を基礎とした適正な賃貸料を収受することが望ましく、公平の観点からの施策を実施することが必要と考える。</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>(2) 備品の管理</p> <p>② 実地調査の結果 (指摘 10)</p> <p>実地調査を行った保育所において、備品管理についての不備が検出された。他の保育所においても同様の不備がある可能性があるため、保育所指導課にヒアリングを行った結果、同様の不備がある可能性を否定できないとの回答があった。</p> <p>備品数の多さ、児童がいるときには棚卸を実施しにくいことなどから、適時に現物との照合を行うことは困難だと思われる。しかし、「福岡市会計規則」第 126 条にあるとおり、各保育所長は善管注意義務を負っている以上、循環棚卸等有効な方法により、定期的に現物と台帳との照合を行う必要がある。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>「公立保育所における備品確認作業マニュアル」を作成し、それに基づき、各保育所において、毎年度、備品確認作業を行うこととした。</p> <p>平成 21 年度については、平成 21 年 8 月から 10 月を実施期間として、全保育所において備品確認を行い、「備品確認作業完了報告書」を提出させた。</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>③ 備品管理システムの変更 (意見 43)</p> <p>「福岡市会計規則」第 127 条第 1 項に</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>備品確認作業を統一的に取り扱うため、「公立保育所における備品確認作業マ</p>

<p>「会計管理者は、備品の出納記録により、9月30日及び3月31日現在における備品現在高一覧表を作成し、その一部を当該備品に係る物品出納員又は区物品出納員に送付しなければならない。」第2項に「前項により送付を受けた物品出納員又は区物品出納員は、その確認を行わなければならない。」とあるが、その方法は各保育所に一任されているとのことである。備品数の多さ、児童がいるときには棚卸を実施しにくいことなどから、現物調査は実質的には循環的に行われている。新システムへ移行し、リアルタイムで一覧表を閲覧できるようになったことから、現物調査の実施方法についてマニュアル化（例えば、〇月の2週目までに台帳の〇番から〇番までを実施する）し、また、実施状況・結果については文書にて保管させる等、適時適切に備品管理を行う体制を整える必要がある。</p>	<p>マニュアル」を作成し、適切に備品管理を行う体制を整えた。</p>
--	-------------------------------------

6 契約事務の執行管理について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(2) 契約手続等 (意見 44) 「福岡市契約事務規則」第20条第1項において、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として6人以上の入札参加者を指名しなければならない旨が規定されている。これは、入札参加者を一定数以上に確保することにより、入札における競争の公正性を確保することによって公費の効果的かつ効率的な使用を図ることをその趣旨</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】 競争入札の手続きについては、本市契約事務規則等に基づき、契約内容等を考慮し、適正に行っているものである。</p>

<p>とするものと考えられる。しかし、入札参加者には入札を辞退することが認められているため、規則に従って6人以上を指名したとしても、辞退により6人を下回った場合には、入札における競争の公正性を確保することによる公費の効果的かつ効率的な使用を図れないこととなる。</p> <p>抽出した契約においては、6契約のうち5契約について最低人数である6人の入札参加者が指名されていた。これは、当該契約の金額的重要性及び保育所工事の実績等を勘案して指名しているものであり、より多くの指名を行うことは効率的ではないことを理由とするものである。しかし、入札における競争の公正性を確保することによって公費の効果的かつ効率的な使用を図るという趣旨からは、一般競争入札の適用範囲の拡大等、入札参加者をできるだけ増加させ得る対応を検討する必要がある。</p>	
<p style="text-align: center;">監 査 の 結 果</p>	<p style="text-align: center;">措 置 の 状 況</p>
<p>(意見 45)</p> <p>香椎保育所外16か所警備業務委託については、平成18年度に入札を実施し、その後4年間は特命随意契約により契約を継続する予定となっている。これは、「福岡市の委託に係る契約事務手続に関する要綱」第8条第3項及び「昭和55年10月30日付財調第238号財政局長通知」に基づくものである。</p> <p>しかし、経営環境の流動性が高まる中、契約先の経営状況や技術環境が大きく変化する可能性を考慮すると、5年の継続期間は相対的に長く、継続期間の短縮を検討する必要があると考える。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>警備業務委託については、機器の耐用年数、交換による費用対効果等総合的に勘案し、契約方法を検討していく。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(意見 46)</p> <p>平成 19 年度保育所保育料納入通知書等封入封緘及び配送業務関係委託, 香椎保育所外 16 か所グリストラップ産業廃棄物処理委託については, 効果的かつ効率的な委託業務の実施の観点から, 競争入札に付することが不利と認められるとして, 3 社からの合見積りにより業者を決定し, 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約を締結している。</p> <p>しかし, 両委託業務の場合においては, いずれも委託業務に係る遂行能力のある業者のみを指名して競争入札を実施することが可能であり, 随意契約を締結する理由には合理性に欠けるものと考ええる。</p> <p>入札における競争の公正性を確保することによって公費の効果的かつ効率的な使用を図るという趣旨からは, 競争入札を実施することが必要と考える。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>香椎保育所外 16 か所グリストラップ産業廃棄物処理委託及び保育料納入通知書等封入封緘及び配送業務関係委託については, 事務の効率性等も考慮し, 他の部局との連携を図り, 業務遂行可能な業者の情報を収集したうえで, 合同で見積合わせを行うなど効率的な業者選定に努めているところであり, 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号並びに福岡市契約事務規則第 22 条第 6 号に基づき, 適正に契約を行っている。</p>

7 認可外保育施設について

監査の結果	措置の状況
<p>(4) 認可外保育施設の指導監督について (意見 47)</p> <p>認可外保育施設の立入調査は、2名以上で行うことが「認可外保育施設指導監督の指針 第2 3項②」によって規定されている。認可外保育施設の立入調査を実施する監査指導課は総員6名であり、私立保育所の指導監査も実施している。そのため、立入調査の日程は私立保育所の日程が空いているときに行わざるを得ない。また、認可外保育施設担当は1名のみであり、すべての立入調査の報告書の取り纏めを行わなければならないため、非常にタイトな日程で実施しなければならない。認可外保育施設担当が2名以上いれば、日程もゆとりを持って計画することができ、立入調査もより時間をかけて行うことができるようになる。また、立入調査の経験・知識の共有を常に図ることができるようにもなる。立入調査の有効性・効率性をより高めていくためにも、人員と時間の確保を図ることが必要であると考え。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>平成21年度機構整備において、非常勤嘱託員を1名増員した。</p> <p>今後、立入調査の経験・知識の共有を図りながら、立入調査の有効性・効率性の向上を目指していく。</p>
<p>(意見 48)</p> <p>立入調査は基本的に昼間の時間帯に実施されており、ベビーホテルなど宿泊保育を実施している施設への夜間の立入調査は、平成19年度は2施設で実施されたのみである。夜間での立入調査の実施施設数が少ないのは施設側の受入態勢が難しいのが現状とのことであるが、立入調査の重要性を各施設に周知</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>夜間の立入調査については、施設の協力体制の構築を図り、立入施設数の増に努めている。</p>

<p>し、施設とのより良い協力体制を構築した上で、夜間の立入調査の施設数を増やすことを検討することは必要である。</p>	
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
<p>(意見 49)</p> <p>立入調査の結果を閲覧すると、乳幼児の健康診断と、職員の健康診断の実施についての指導が多い。市によると、健康診断についての認識不足や実施に伴う費用面等から未実施の施設があるが、健康支援事業の周知徹底により、申請施設も増え、健康診断を実施する施設は増加しているとのことである。今後も、乳幼児の健康確保のため、確実に健康診断がされるよう、継続した指導が必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>今後も立入調査時に健康支援事業の周知を図り、健康診断の未実施施設数の減に努めていく。</p>
<p>(5) 認可外保育施設の認可化について (意見 50)</p> <p>平成 14 年 7 月の福岡市児童福祉審議会の答申から、5 年以上経過していることもあり、今後、アンケート調査等にて利用者のニーズを把握し、また、待機児童施策上の観点からも施設に対する補助、利用者に対する補助、両者の併用等新たな補助制度の導入も検討することが必要である。</p>	<p>【措置済 H22. 3. 17 通知】</p> <p>利用者のニーズ把握については、今年度子ども総合計画の策定にあたり、調査を行った。</p> <p>また平成 22 年度より、認可外保育施設の認可化に向けた助成に取り組むとともに、認可保育所に入所できず認可外保育施設を利用する児童の保護者への支援制度を創設することとしている。</p>

8 指定管理者制度について

監査の結果	措置の状況
<p>(3) 小呂保育所における指定管理者制度の導入効果 (意見 51)</p> <p>委託料は毎年見直されており,その妥当性については,実施協定締結時において見積りを審査,検討している。ただし,人件費については,国の俸給表を基にして設定しているため,著しい法外な金額とはなっていないと判断し,私立保育所の同程度の経験者としての保育士の給料と比較して適正価格かどうかの検討がなされていない。</p> <p>私立保育所への運営費の積算も給与見合いは国の俸給表を前提としているため,結果として問題はないと市は判断しているが,適正価格かどうかについて定期的に検討することは必要であると考える。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>人件費については,今後の委託料算定の際,離島である実情等も勘案しながら必要に応じ検討を行っていく。</p>
監査の結果	措置の状況
<p>(5) 小呂保育所について (意見 52)</p> <p>市としては保育に欠ける児童の保育義務があり,離島振興上の要請等もあるため,入所児童数が少数だからといって保育所の閉鎖はできず,保育士の継続的な確保が必要となる。とはいえ,現在においては平成 27 年度以降の入所児童の見込みが不明という状況であるため,一時的な児童数ゼロといった状況等を想定した小呂保育所の今後の運営方針を検討しておく必要がある。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>小呂保育所については,小呂島における未就学児数の動向を踏まえながら,今後の運営について検討していく。</p>

9 認定こども園について

監査の結果	措置の状況
<p>(3) 現状等 (意見 53)</p> <p>認定こども園が普及するにはまだ解決すべき論点が残されているが、利用者から見れば、幼稚園と保育所の両方の機能を備えた施設であり、使い勝手のよい施設として有効利用できるよう十分な検証が必要と考える。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>今後国の動向等も踏まえながら、有効利用について検討していく。</p>

10 その他

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 保育所における安全点検について (意見 54)</p> <p>各保育所での安全管理の統一、徹底のためには、同じ様式・内容での安全点検が必要である。毎月1回、各保育所の所長が市の本庁に集まり、保育内容、安全点検手続・結果、苦情処理等について情報交換を開催しており、各保育所での安全点検の共通情報は、この情報交換会にて共有されるので、この情報を基に、児童の安全が適切に確保できる各保育所統一の安全点検リストを作成することが必要である。</p>	<p>【その他 H22. 3. 17 通知】</p> <p>現在、各保育所が使用している「安全点検リスト」は、所長、主任保育士等による検討会で協議した標準項目をベースに、各保育所の実態に合わせて項目の加除を行ったものである。</p> <p>そのため、安全管理の統一及び徹底は図られているものと考えているが、更に、内容の充実を図るために、必要に応じて、標準項目の点検等を、所長研修会等において行うこととしている。</p>